

介護保険よりお知らせ

○介護保険負担限度額認定証をお持ちの皆様へ

令和5年度に交付した認定証の有効期限は7月31日までです。今年度も引き続き介護施設などをご利用になる場合は、忘れずに更新申請を行ってください。なお、昨年度中に認定された方には、7月上旬に更新案内と申請書を郵送しておりますので、健康福祉課窓口で申請してください。

【必要書類】：申請書、印鑑、介護保険被保険者証、マイナンバーのわかるもの、預貯金などを確認できるもの（通帳など）

○新しい介護保険負担割合証を交付します

要介護（支援）認定を受けている方に交付している、令和5年度分介護保険負担割合証の有効期間が7月31日までとなっております。令和6年度分（有効期間：令和6年8月1日～令和7年7月31日）の介護保険負担割合証については、7月下旬に郵送にて交付します。

○お問い合わせ 健康福祉課 医療介護保険室 ☎43-3117（内線604）

地域みんなで健康づくり いきいき百歳体操！！その⑱ ～法田中地区～

◇始めたきっかけ

平成30年4月に地域包括支援センターや社会福祉協議会より、高齢者の健康維持・増進を目的とした「百歳体操」の内容や他地区での取り組みを聞きました。その後体操の指導を受け3か月間取り組み、地区のみなさんと話し合いを重ね継続実施し7年目を迎えました。

◇体操実施日時・会場

毎週月曜日 午前9時30分～10時30分頃まで 法田中公民館にて

◇取り組んだ感想

週1回の体操ですが、参加されているみなさんはとにかく明るく元気です。体操の後はお茶を飲みながら色々会話が弾み楽しい時間を過ごしています。

◇一言PR

「百歳体操」は私たちの身体の柔軟性を高め、足腰を丈夫にする体操だと感じています。日々健康で過ごせるということは、本人にとっても家族にとっても何よりもうれしいことです。一人でも多くの地区のみなさんに参加していただき、楽しく体操を行いたいと思います。

○お問い合わせ 健康福祉課 地域包括支援センター（内線602）



～法田中いきいきサロンの皆さん～

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です

町では輸血用血液・血液製剤等の確保のため献血事業を推進しておりますが、年々昼間人口の減少等により、ご協力いただける方が減少し、血液を必要としている方への供給にも影響を及ぼす状況にあります。

町内では400ml献血を年3回実施しています。次回は右記の日程で今年度最後の献血が行われます。“「あなた」を必要としている「だれか」”のために、皆様のご協力をお願いいたします。

献血日程	場 所
令和6年 10月24日（木）	午前：大場組 午後：健康センター

○お問い合わせ 健康福祉課 健康づくり推進室（内線607）

※薬を服用していても、献血にご協力いただける場合があります。献血基準等、詳しくは山形県赤十字血液センターのホームページをご確認ください。(https://www.bs.jrc.or.jp/th/yamagata/index.html)

国民健康保険・後期高齢者医療保険制度のお知らせ

国民健康保険・後期高齢者医療保険制度に加入されている方の現在使用している「被保険者証」及び「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。

◆被保険者証を郵送します！

「国民健康保険被保険者証」「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の新しい色はうぐいす色、「後期高齢者医療被保険者証」の新しい色は水色です。8月1日から使用する被保険者証を7月下旬に郵送します。新しい被保険者証が届きましたら、記載事項を確認してください。また有効期限が切れた被保険者証は、はさみで切るなどして処分してください。

なお、「後期高齢者医療被保険者証」と「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」については負担割合も更新されます。前年の所得などにより判定された負担割合が記載されておりますのでご確認ください。また、就職等で社会保険等に入された場合は、国民健康保険喪失の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

◆「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方

マイナ保険証を利用すれば、高額療養費制度における限度額を医療機関で確認できるため、限度額適用認定証等の申請は不要となります。マイナ保険証を持っていない方はお手続きをお願いします。

・国民健康保険の方

引き続き認定証が必要な方は、健康福祉課窓口にて申請を行ってください。

・後期高齢者医療保険の方

既に認定証の交付を受けている方は、8月1日から使用する認定証を7月下旬に被保険者証と一緒に郵送します。ただし、6月以降に交付を受けた方は郵送されない場合がありますので、届かない場合は手続きが必要です。

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは・・・医療機関にかかる際の窓口負担や食事代の減額証明として交付される認定証です。

○お問い合わせ 健康福祉課 医療介護保険室（内線609）

歯周疾患検診を受けましょう！

高齢期における健康を維持し、食べる楽しみをいつまでも得られるよう、歯を失う大きな原因となる歯周疾患を予防しましょう。対象者の方には、7月23日付けで受診券や受診票などを送付しています。

対 象	昭和23年4月1日から昭和24年3月31日までに生まれた方で、山形県後期高齢者医療被保険者の方		
場 所	山形県歯科医師会に所属している歯科医院		
期 間	令和6年8月1日から令和6年12月31日まで	料 金	無 料
申込方法	受診予約時、歯科医院に「山形県後期高齢者医療広域連合の歯周疾患検診」であることを伝えてください。		
持ち物	受診券、受診票、山形県後期高齢者医療の資格を確認できるもの（保険証、マイナ保険証、資格確認書など）		
その他	体調が優れない場合は受診を見合わせて、体調が落ち着いてから受診をしてください。		

○お問い合わせ先 山形県後期高齢者医療広域連合事業課 ☎0237-84-7100 健康福祉課 医療介護保険室 ☎0233-43-3117(内線609)